

令和3年度
「空き店舗マッチング支援事業」
募集要項

足立成和信用金庫

「空き店舗マッチング支援事業」募集要項

1 事業目的

空き店舗マッチング支援事業（以下、「本事業」という。）は、足立区内での空き店舗の増加を抑制し、産業の発展を担う優秀な創業者を地元に着させ、もって区内産業の活性化を図ることを目的とする。なお、本事業は、足立成和信用金庫（以下、「当金庫」という。）、足立区、全日本不動産協会城東第一支部、東京都宅地建物取引業協会足立区支部（以下、「協働支援者」という。）が締結した協定に基づく協働事業である。

2 空き店舗の定義

本事業における空き店舗とは、商業活動の用に供していた店舗で、連続して概ね3か月以上利用されていない施設及び概ね6か月以内に廃業を予定している事業者が現に商業活動の用に供している施設をいう。

3 支援内容

協働支援者が実施する支援の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 創業者と空き店舗の所有者との賃貸借契約に係るマッチング及び賃貸借契約に係る識見を有する専門家を紹介すること。
- (2) (1)の支援の結果、賃貸借契約の成約に至った創業者に対し、50万円又は別表第1に定める補助の対象となる経費の合計の2分の1の額のいずれか小さい額を支給すること。
- (3) (1)に定める支援の結果、賃貸借契約の成約に至った創業者に対し、原則として、月に1回、1時間程度の経営指導を行うこと。

4 募集対象

足立区内外を問わず、次に掲げる要件全てに該当する個人又は別表第2に定める基準に該当する法人（以下、「法人」という。）とする。

- (1) 未創業又は令和3年4月1日現在、創業後3年未満であること。ただし、個人事業主として創業後に法人成りした場合、個人事業主としての創業から起算する。
- (2) 足立区内に所在する空き店舗を利活用し、近隣環境に配慮した営利事業を行うこと。
- (3) 専門家による経営相談など、事業安定に向けた支援を必要とすること。
- (4) 支援終了後も、引き続き足立区内で事業を行う意思を有すること。
- (5) 個人にあっては住民税及び個人事業税、法人にあっては法人住民税及び法人事業税を滞納していないこと。
- (6) 足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例施行規則（平成15年足立区規則第41号）第18条の規定により補助金等の返還を命じられた場合にあっては、定められた期限内に返還を完了していること。
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。

- (8) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った者又はこれらの団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる者でないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第5号まで及び第2条第5項に掲げる営業を営む者でないこと。
- (10) 外国人である場合は、次のいずれかの在留資格をもって本邦に在留していること。
 - ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の経営・管理
 - イ 出入国管理及び難民認定法別表第2の全て
- (11) 支援を受ける事業の内容について、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公的機関から、他の類似する補助金類の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。

5 補助金交付対象者の決定

「3 支援内容（2）」の支援対象者（以下、「補助金交付対象者」という。）の決定は、当金庫が実施する審査によるものとする。なお、補助金交付対象者数は、2名を上限とする。

6 補助金交付要件

「4 補助金交付対象者の決定」の審査の結果、補助金交付対象者となった者は、次に掲げる（1）又は（2）のいずれか及び（3）から（7）に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 既に法人登記している場合は、賃貸借契約後2か月以内に法人登記を事業所地に変更すること。ただし、当金庫が認める場合はこの限りでない。
- (2) 未創業の場合は、賃貸借契約後2か月以内に、税務署長への開業届の提出又は法人登記をすること。
- (3) 令和4年2月28日までに事業化すること。
- (4) 賃貸借契約書及び補助対象経費に係る挙証資料を提出すること。
- (5) 補助金交付後5年間、年に1回、当金庫及び足立区に、当金庫が指定する営業実績報告書を提出すること。
- (6) 原則として月に1回、足立区の中小企業相談員と面接すること。
- (7) 業績向上のための積極的な取り組みに励むこと。

7 募集期限

令和3年12月17日（金）（郵送の場合は、書類必着）

8 申込方法

「9 担当」あてに「『空き店舗マッチング支援事業』申込書（様式第1号）」及び「情報開示承諾書（様式第2号）」を持ち込み又は郵送する。ただし、持ち込みの場合は、事前に「9 担当」に連絡すること。

9 担当

〒120-0034 足立区千住一丁目4番16号
足立成和信用金庫 営業推進部 事業サポートグループ
電 話：03-3882-3246
F A X：03-3882-3321
Eメール：eisui02@adachiseiwa.shinkin.jp

10 その他

- (1) 申込に際しては、協働支援者へ本事業の実施に係る個人情報の開示を承諾しなければならない。なお、提供された個人情報は、本事業の実施の目的のみに利用し、申込者の承諾なく他の目的では一切利用しない。
- (2) 自己又は三親等以内の親族が所有する空き店舗は、本事業の対象外とする。

別表第 1

経費区分	内 容
事務所改修費	空き店舗の内外装・改修工事に係る経費
処分費	空き店舗の残置物の処分に係る経費

別表第 2

業 種	資本金基準	従業員数基準	出資者・役員の基準
製造業、建設業、運輸業又はその他業種（以下の業種を除く。）	3 億円以下	300 人以下	株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を大企業（※）が所有していないこと。 役員総数の 2 分の 1 以上のものが大企業（※）の役員や職員等を兼ねていないこと。
卸売業	1 億円以下	100 人以下	
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	
小売業	5,000 万円以下	50 人以下	

上記の出資者・役員の基準に合致し、かつ、業種ごとに資本金基準又は従業員数基準のどちらか一方を満たした中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）に定める中小企業者をいう。以下同じ。）とする。

※ 大企業とは、中小企業基本法に定める中小企業者以外の法人をいう。